

重要プロジェクトの推進に係る工程表

1 国税情報システムの高度化

投資事項 ID	16-20-018	
主管府省名	財務省	
推進責任者	国税庁長官官房企画課課長	
関係府省名	-	
情報システム名 (情報システム ID)	国税総合管理 (KSK) システム (A003855) 国税総合管理システム (オープンシステム) (A003866) 国税電子申告納税システム (e-Tax) (A003914)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As IS)	<p>税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化している。こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務と情報システムを既存の枠組みにとらわれることなく抜本的に見直す必要がある。</p> <p>国税庁の業務の遂行に当たっては、2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（以下「KSKシステム」という。）と2004年（平成16年）に運用を開始した納税者からの申告・申請を受け付ける「国税電子申告・納税等システム」（以下「e-Tax」という。）を中心とした国税情報システムを使用している。</p> <p>国税情報システムについては、これまでも e-Tax のスマートフォン対応など利用者の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や政府目標である情報システムの運用等経費の3割削減に向けた取組を着実に進めているところではあるが、現状、KSKシステムを中心に以下の課題を抱えている。</p> <p>① 納税者から提出される申告書等が書面中心であった開発当初の事務運営を前提に情報システムを整備しており、政府方針であるデジタル技術の特性を活用した事務の実現に柔軟な対応ができないこと。</p> <p>② 開発当初、所得税や法人税といった税目別にデータベースやアプリケーションを構築したため、データや機能が重複する等しているところ、その後の制度改正等により情報システムが複雑化かつ肥大化していること。</p> <p>③ 課税や債権管理などの根幹はいまだにメインフレーム中心の構造であり、市場に流通する最新技術の導入が困難な状</p>

		況にあること。
	実現したい状態 (To Be)	<p>(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット</p> <p>e - Tax の受付機能を見直し、デジタル技術の活用による、利用者（納税者）にとって、より簡便・安全な利用環境を整備するとともに、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信を行うなど、一層の納税者の利便性と自発的コンプライアンスの維持・向上を推進する。</p> <p>国税庁組織内においても、政府全体の方針である決裁の電子化を含め、書面中心の事務運営から徹底したデータ中心の事務運営への変更といった大胆な業務改革（BPR）を実現し、事務の最適化、調査・徴収の効率化・高度化を目指す。</p> <p>(イ) その他の具体的な付加価値</p> <p>情報システム上の税目別のデータベースやアプリケーションの構造について統廃合を進めるとともに、現状のメインフレーム中心のシステム構成から、オープンな動作環境で管理・稼働できるようにシステム全体の最適化を図り、最新技術の導入を容易にする。</p>
	プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組	<p>現行の業務処理フロー及び国税情報システムの高度化を実現した際の業務処理フローを作成の上、関係者間で意識合わせし、プロセスの可視化を行った。</p>
具体的な取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	<p>現行システム機器の更改時期である 2026 年度（令和 8 年度）を目途に、国税情報システムの刷新（次世代システムの構築）を目指し、2020 年度（令和 2 年度）から開発に着手する予定である。国税庁では、開発の実施に当たり、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室や財務省 PMO と連携することはもとより、特定税目への機能の偏りを無くし、利用頻度の低い機能を作り込みしないよう留意しながら円滑にプロジェクトを推進するため、(a) 国税庁内にシステム部署のみならず各業務主管部署が一体となった検討体制を構築し、(b) 手戻りが生じないよう作業順序やテスト実施の検討を行った上で、ガバナンスを効かせながら実現を目指す。</p> <p>なお、現行の情報システムにおける 2021 年度（令和 3 年度）までのシステム運用等経費の 3 割削減についても目標達成に向けて着実に進めていく。</p>
費用対効果の精査		<p>情報システムの構造の最適化により、情報システムの改修や機器の運用等経費の低減を見込む。</p>
KPI		○ 次世代システムの開発

○ システム運用等経費の低減

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
財務省	国税情報システムの改修							2026年度を目途に 国税情報システム を刷新予定
システム経費	経費合計 (百万円)	73	10,450					
システム経費	整備経費 (百万円)	73	10,450					
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】
工程表等

- (白) 業務改革(BPR)
- (赤) 調査研究
- (橙) 要件定義

- (黄) 設計
- (緑) 開発
- (青) テスト

- (紫) 業務運営・運用
- (白) その他

重要プロジェクトの推進に係る工程表

2 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンスオンリー化の推進

投資事項 ID	16-20-010	
主管府省名	内閣官房	
推進責任者	国税庁長官官房企画課課長	
関係府省名	総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省	
情報システム名 (情報システム ID)	国税電子申告納税システム (e-Tax) (A003914) 国税総合管理システム (オープンシステム) (A003866) 国税総合管理システム (K S Kシステム) (A003855)	
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As IS)	企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続をデジタル化・簡便化することが重要である。
	実現したい状態 (To Be)	(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット 企業が行う従業員の社会保険・税手続について、従業員のライフイベントに伴う行政手続のワンストップサービスや、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じたワンスオンリー化を実現することで、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与するための取組を進める。 (イ) その他の具体的な付加価値 —
	プロセスの可視化 (フロー図等の作成) の取組	—
具体的な 取組内容 (To Do)	取組内容・スケジュール	これまで、関係府省とともに、ワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年(平成31年)4月には、課題の最終整理を取りまとめた。 同整理に基づき、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を2020年(令和2年)11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。(フェーズ

	1) 加えて、社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を2021年度（令和3年度）以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。（フェーズ2）
費用対効果の精査	—
KPI	対象とした9手続のうち、オンライン・ワンストップ化された手続数（財務省（国税庁）担当分）

工程表等								備考
項目	2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度以降 (任意)	
財務省	システム改修(フェーズ1)							フェーズ2については、実現に向けてシステム開発についても着実に検討を進める。
システム経費	経費合計 (百万円)	0	248					
システム経費	整備経費 (百万円)	0	248					
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】
工程表等

- (白) 業務改革(BPR)
- (赤) 調査研究
- (橙) 要件定義

- (黄) 設計
- (緑) 開発
- (青) テスト

- (紫) 業務運営・運用
- (白) その他

重要プロジェクトの推進に係る工程表

3 死亡・相続ワンストップサービスの推進

投資事項 ID		
主管府省名		内閣官房
推進責任者		国税庁長官官房企画課課長
関係府省名		
情報システム名 (情報システム ID)		
サービス デザイン 思考に基 づく業務 改 革 (BPR) の 検討	現状と課題 (As IS)	相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減の観点から、死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減することが必要である。
	実現したい状態 (To Be)	(ア)利用者が享受する具体的なベネフィット 消費税法上の個人事業主の死亡届出書について、相続人が、被相続人の事業に係る確定申告書（申告明細書付表6）を提出した場合には、死亡届出書の提出を省略可能とする。 (イ)その他の具体的な付加価値 －
	プロセスの可視 化（フロー図等 の作成）の取組	－
具体的な 取組内容 (To Do)	取組内容・スケ ジュール	2020年（令和2年）4月を目途に消費税法基本通達等を改正し、死亡届出書の提出を省略可能とする運用を開始する予定。
費用対効果の精査		－
KPI		他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合の死亡に関する届出の省略（財務省（国税庁）担当分）

工程表等								備考
項目		2019年度以前 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
財務省(国税庁)	制度改正等							
システム経費	経費合計 (百万円)	0	0					
システム経費	整備経費 (百万円)							
システム経費	運用等経費 (百万円)							
システム経費	その他経費 (百万円)							
その他経費	(百万円)							

【凡例】
工程表等



(白)業務改革(BPR)

(赤)調査研究

(橙)要件定義



(黄)設計

(緑)開発

(青)テスト



(紫)業務運営・運用

(白)その他